

素案



米子市こども計画（仮称）

「よなごっこ未来計画」



～みんなでつくるこどもまんなか社会～



概要版

令和7年3月

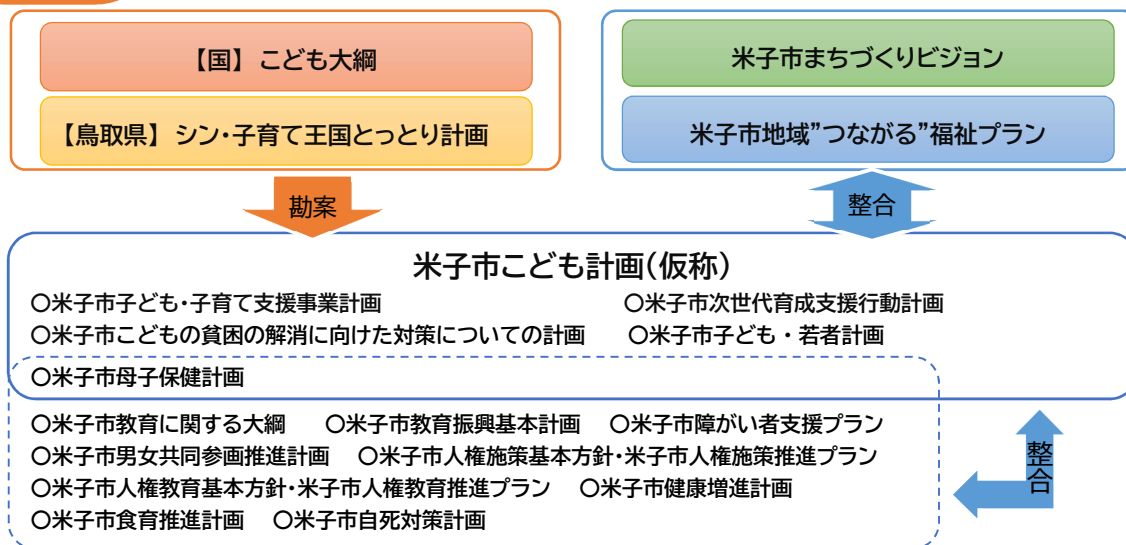
米 子 市

「こども」の表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、平仮名表記の「こども」が用いられています。

本計画においても、この考え方に沿って、法令に根拠がある語を用いる場合など、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

第1章 計画策定の概要



計画の対象 子ども、若者、妊産婦、子育て当事者とこれらを支える全ての事業者・関係団体・地域住民

計画の期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

第2章 基本理念・基本方針

基本理念

子どもを生み育てることに希望が持て、
子ども・若者が心豊かにのびのびと成長・自立できるまち、よなご

本市が めざす姿

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって
幸せな生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現

基本理念の実現に向けての3つの基本方針

【基本方針1】 切れ目なく子ども・若者の成長・自立を支える

- 子ども・若者が権利の主体として尊重され、また、自らの意見を表明できるよう、取り組みます。
- 必要な支援が途切れることのないよう、地域全体で力を合わせて、子ども・若者の成長・自立を支えます。

【基本方針2】 子育て当事者が希望を持って子どもを生み、育てられる環境を整備する

- 子育て当事者が安心して出産・子育てに向き合い、希望や喜びを感じることができるよう、子育て環境を整えます。
- 子どもを取り巻く各主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に協力して子育て当事者を支えます。

【基本方針3】 様々な環境にある子ども・若者やその家族に対する支援の充実を図る

- 様々な環境にある子ども・若者等を誰一人として取り残すことなく、一人一人が幸せを感じながら生活・成長できるよう、支援の充実を図ります。

第3章

米子市のこども・若者や子育て家庭等を取り巻く状況

本市の現状

人口の減少

今後も、本市の総人口、生産年齢人口及び年少人口は減少し続けると予想されています。

出生数の減少

平成27年度以降出生数は減少傾向にあります。

こどもの特性に応じた支援の必要性

5歳児よなごっこ健診で「支援の必要性あり」に該当するこどもは、20%台で推移しています。

核家族世帯の増加

核家族世帯が増え、18歳未満のこどもがいる世帯の約8割が核家族となっています。

若者の価値観の多様化

男女ともに全ての年齢層において、未婚率は上昇傾向にあります。

米子市が行ってきた取組

○米子市子ども・子育て支援事業計画の実施状況

概要	幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の充実を図るために策定した計画
取組	アンケート調査等を行い、幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みを算出し、確保方策を立て、事業の充実に取り組みました。
成果	● 保育施設等の整備による待機児童の解消 ● 子育てに係る各種事業におけるニーズに対応した受け皿の整備の促進 ● 切れ目ない支援の体制の構築や公立保育所の統合・建て替え等の推進

○米子市子どもの貧困対策推進計画(ひまわりプラン)の実施状況

概要	こどもの貧困対策を推進するために策定した計画
取組	「教育の支援」、「生活の支援」、「居場所づくりの支援」、「保護者に対する支援」の4つを重点施策とし、各種取組を行いました。
成果	● 学習支援事業(こども☆みらい塾)の取組の充実 ● 子ども食堂への支援の充実 ● スクールソーシャルワーカーを増員し、児童・生徒の相談・支援体制を強化

○米子市母子保健計画の実施状況

概要	妊娠期から乳幼児期を通じて、保護者及び乳幼児の健康の保持増進に向けた妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実を図るために策定した計画
取組	赤ちゃん訪問や5歳児よなごっこ健診など、子育て支援に関わる施策の充実を図りました。
成果	● 妊娠期における子育てサポートプランの作成、マタニティー相談の実施 ● 子育て期における赤ちゃん訪問やベビー相談の実施、産後ケア事業の充実 ● 特に支援を必要とする家庭に対しての養育支援訪問事業等の実施 ● 5歳児よなごっこ健診の実施、発達相談ホットラインの設置

米子市が重点的・先進的に取り組んできたもの

5歳児よなごっこ健診の実施

発達、情緒、社会性、集団行動の場面等で課題のあるこどもを早期に発見し、保護者が特性に気づき、こどもへの適切な対応や就学に向けての準備につなげることを目的として実施しています。

就学前の学校体験の場としてのオープンスクールを小学校全23校で一斉実施

就学前のこどもが、就学予定の小学校を見学・体験し、小学校生活への期待を膨らませたり、不安を軽減したりするとともに、こども、保護者、先生、それぞれがつながるきっかけとすることを目的として実施しています。

1年生アドバイザー活用事業の実施

1年生アドバイザーが保育施設等及び小学校を訪問し、就学前から就学後も切れ目なく適切な支援を行い、小学校生活への不適応（小1プロブレム）の解決を図れるよう、就学に係る助言や小学校1年生の学級経営への助言やサポートを行っています。

学校や保育施設等での医療的ケア児の受入れ

医療的ケアが日常的に必要なこどもについて、関係機関と連携しながら、学校や保育施設等での受入れを行っています。

スクールソーシャルワーカーの配置

スクールソーシャルワーカーを配置し、支援を要する児童生徒についての関係機関との連携、校内支援体制の充実、児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施、全ての児童生徒を対象にした支援体制の強化を図っています。

こども☆みらい塾の実施

ひとり親家庭や生活保護受給世帯の児童生徒に対する学習支援を実施し、一人一人のこどもに合った学習の機会を提供しています。必要に応じて関係機関等と情報共有を図り、個々の現状に応じた支援を行っています。

第4章

施策の推進

ライフステージを通じた取組

重点施策1	こども・若者への切れ目のない支援
目 標	全てのこども・若者の幸せを支えます。
主な取組	● 包括的な相談支援体制の更なる充実 ● 意見を聴き、いかすための取組 ● 分かりやすい情報発信 ● 権利の普及啓発・人権教育の推進

こどもへの支援(こどもの誕生前～幼児期)

重点施策2	妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健施策の充実
目 標	妊産婦が必要な支援を受けられるようにし、乳幼児の健康と安全を守ります。
主な取組	● マタニティー＆ベビー相談の充実 ● 乳幼児健康診査の充実 ● 赤ちゃん訪問事業の充実 ● 産後ケア事業の充実

重点施策3	保育士の確保、保育の質の向上、保育環境及び子育て支援の充実
目 標	保育士の確保、保育の質の向上、保育環境及び子育て支援の充実に努めます。
主な取組	● 保育士確保の施策の展開 ● 研修機会の充実による保育の質の向上 ● 医療的ケア児や障がい児の受入れの体制の構築 ● 公立保育所の統合・建て替えによる保育環境や子育て支援の充実

重点施策4

幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続の推進

目 標

切れ目ない支援のため幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続を推進します。

主な取組

- 円滑な接続を推進するためのカリキュラム等の充実
- 幼稚園、保育所等と小学校の職員同士での相互理解の促進
- 1年生アドバイザーによる助言・サポート
- 全小学校でのオープンスクールの開催

こどもへの支援(学童期・思春期)

重点施策5

こどもの居場所の拡充

目 標

こどもの居場所の拡充に努めます。

主な取組

- 様々なこどもの居場所の拡充に向けた既存施設等の活用の推進
- 米子市児童文化センターの利用促進

重点施策6

地域全体でこどもの育ちを支える取組の推進

目 標

体験・交流活動の充実と、こどもの安全な環境の確保を図ることで、地域全体でこどもの育ちを支えます。

主な取組

- 米子市子ども会の活動支援
- 少年育成センター及び少年指導委員の活動の推進

若者への支援

重点施策7

若者への就職・結婚支援

目 標

就職支援や結婚支援をより一層推進し、若者の社会的な自立を支援します。

主な取組

- 企業の求人活動支援と若者の就職活動支援
- 雇用対策関係機関との連携強化による就労支援の充実
- 若者の交流の場の提供
- 他団体との連携による就職・結婚支援に関する情報発信

重点施策8

ニーズに応じた幼児期の教育・保育の供給量の適正確保及び子育て支援サービスの充実

目 標

地域の子育てニーズに応じ、教育・保育の供給量を適正に確保し、子育て支援事業の充実を図ります。

主な取組

- 計画に基づいた各種サービスの提供体制の確保
- ※事業ごとの量の見込み及び確保方策は、第5章に記載します。

重点施策9

個々の特性や取り巻く環境に応じた支援の充実

目 標

全てのこどもたちが健やかに育つための環境を整えます。

主な取組

- 5歳児よなごっこ健診や医療機関との連携によるこどもの特性の早期把握
- 児童発達支援センターあかしやを中心とした障がいのあるこどもへの支援の展開
- ひとり親世帯等への学習支援(こども☆みらい塾)の運営
- 子ども食堂の普及の推進
- 声を上げにくいこども・若者の気持ちを受け止める仕組みづくり

第5章

各種施策に係る量の見込み・確保方策

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、令和6年度に実施した利用ニーズ把握のための調査結果等を踏まえ、今後5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応する確保の量と実施時期)を定めます。

【幼児期の教育・保育の量の見込み(ニーズ量)】

(単位:人)

認定区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	742	731	717	704	689
2号認定	2,780	2,713	2,650	2,583	2,522
3号認定	1,912	1,904	1,894	1,886	1,875

上記の量の見込みに応じた教育・保育の量の調整を行います。

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

事業名	単位	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (相談等窓口)	か所	量の見込み	2	2	2	2	2
		確保方策	2	2	2	2	2
時間外保育事業	人	量の見込み	1,590	1,569	1,548	1,527	1,506
		確保方策	1,590	1,569	1,548	1,527	1,506
放課後児童健全育成事業	人	量の見込み	2,199	2,134	2,069	2,003	1,937
		確保方策	2,274	2,274	2,274	2,274	2,274
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	人	量の見込み	900	900	900	900	900
		確保方策	700	800	900	900	900
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	人	量の見込み	130	130	130	130	130
		確保方策	130	130	130	130	130
乳児家庭全戸訪問事業	人	量の見込み	1,048	1,043	1,038	1,033	1,028
		確保方策	1,048	1,043	1,038	1,033	1,028
養育支援訪問事業	件	量の見込み	900	900	900	900	900
		確保方策	900	900	900	900	900
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	人	量の見込み	36,174	35,693	35,221	34,734	34,257
		確保方策	33,258	33,508	33,758	34,008	34,257
一時預かり事業 (幼稚園)	人	量の見込み	66,561	65,329	64,036	62,682	61,327
		確保方策	66,561	65,329	64,036	62,682	61,327
一時預かり事業 (保育所等)	人	量の見込み	4,198	4,142	4,087	4,031	3,975
		確保方策	3,030	3,266	3,502	3,739	3,975
病児・病後児保育事業	人	量の見込み	5,094	5,026	4,959	4,891	4,824
		確保方策	3,853	4,096	4,338	4,581	4,824
ファミリー・サポート・ センター事業	件	量の見込み	5,168	5,099	5,032	4,962	4,894
		確保方策	3,730	4,021	4,312	4,603	4,894
妊婦健診事業	回	量の見込み	12,811	12,750	12,689	12,628	12,566
		確保方策	12,811	12,750	12,689	12,628	12,566
産後ケア事業	人	量の見込み	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200
		確保方策	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200
子育て世帯訪問支援事業	件	量の見込み	286	312	338	364	390
		確保方策	286	312	338	364	390
児童育成支援拠点事業	人	量の見込み	50	50	50	50	50
		確保方策	50	50	50	50	50
親子関係形成支援事業	人	量の見込み	24	25	26	27	28
		確保方策	24	25	26	27	28
妊婦等包括相談支援事業	回	量の見込み	2,096	2,086	2,076	2,066	2,056
		確保方策	2,096	2,086	2,076	2,066	2,056

第6章 母子保健施策の取組（第2期米子市母子保健計画の概要）

この計画は、保護者及び乳幼児の健康の保持増進に向けた妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実をめざし、策定したものです。（計画期間：令和5年度～令和11年度）

基本目標1 すべての妊産婦が必要な支援を受け、安心、安全な出産・育児ができる

【基本施策1-1】妊娠・出産期を安心して過ごせるよう切れ目のない支援をします

項目	令和5年計画策定時	令和11年(目標値)
妊娠・出産について満足している者の割合	91.9%	93.0%
妊娠11週以下での妊娠の届出率	90.4%	93.0%
産後1か月でエジンバラ産後うつ病質問票(EPDS) 9点以上のじょう婦の割合	7.1%	7.0%

【基本施策1-2】妊娠期からの切れ目のない支援体制により児童虐待の発生を予防します

項目	令和5年計画策定時	令和11年(目標値)
児童虐待による死亡数	0人	0人
乳幼児期に体罰や暴言・ネグレクトによらない子育てをしている親の割合	6か月児：96.8% 1歳6か月児：87.0% 3歳児：72.0%	6か月児：100% 1歳6か月児：90.0% 3歳児：75.0%

基本目標2 困ったときに適切な支援を受け、安心して育児できるとともに、すべての子どもが健やかに育つことができる

【基本施策2-1】子どもが健康で元気に過ごすことができるように支援します

項目	令和5年計画策定時	令和11年(目標値)
乳幼児健診受診率	6か月児：96.5% 1歳6か月児：99.0% 3歳児：97.5%	6か月児：100% 1歳6か月児：100% 3歳児：100%
1歳6か月児健診でのむし歯有病者率	1.5%	1.1%
3歳児健診でのむし歯有病者率	12.6%	11.8%
子どものかかりつけ医(歯科医師)を持つ親の割合(3歳児)	38.4%	40.0%
仕上げ磨きをする親の割合(1歳6か月児)	68.9%	75.0%

【基本施策2-2】子どもの特性の早期把握及び状況に応じた適切な支援を行います

項目	令和5年計画策定時	令和11年(目標値)
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	87.1%	91.0%
子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	90.6%	93.0%

第7章

計画の推進

推進体制

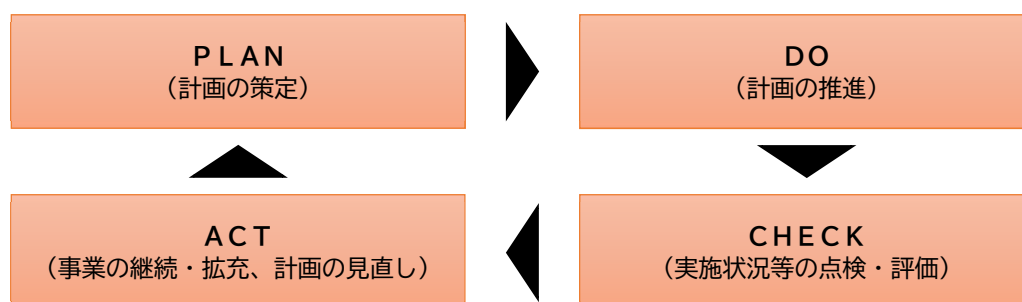
本計画の推進に当たっては、こども・若者の支援に携わる事業者、学校、関係団体及び地域住民と連携・協力し、意見を取り入れながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、みんなで取り組みます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、施策に的確に反映します。

進捗管理

計画の適切な進捗管理に当たっては、関係施策の進捗状況について適宜点検・評価することが必須です。取組を評価するため、毎年度点検及び評価を行うことにより、施策の改善につなげ、総合的な取組を柔軟に進めていきます。また、中間年を目安として、必要に応じて、計画の見直しを行います。

点検及び評価や計画の見直しに当たっては、米子市子ども・子育て会議等にて、意見を聴取しながら進めます。



こどもや若者等への意見聴取

本計画の策定及び施策の推進に当たっては、こどもや若者等の意思を尊重することが大切です。こどもや若者等の置かれている環境や意向を踏まえながら、意見表明の機会・場所を確保し、施策に反映させるための取組を継続的に実施します。

国・鳥取県との連携

社会全体でこども・若者施策を効果的に進めていくため、国や鳥取県などの動向を的確に把握するとともに、一層の連携により、こども・若者施策を推進していきます。

米子市こども計画「よなごっこ未来計画」(仮称)
～みんなでつくるこどもまんなか社会～【概要版】

米子市こども総本部こども政策課
〒683-0811 米子市錦町一丁目 139 番地 3(ふれあいの里)
TEL:0859-23-5178
FAX:0859-23-5137
E-mail:kodomo-seisaku@city.yonago.lg.jp